



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

サクラサイト利用代金の電子マネー決済と電子マネー発行会社の責任

サクラサイトの利用料支払いに電子マネーを利用したため、電子マネー発行会社に対し損害賠償を求めたところ、電子マネー発行会社が資金決済法の規定を前提とする金融庁ガイドラインに示される確認や対応を怠って電子マネー利用者に損害が生じた場合には損害賠償請求の可能性があること、および、加盟店販売の商品や役務が公序良俗に反することを電子マネー発行会社が認識し、あるいは認識可能であったのに加盟店契約を継続して決済代行を行った場合にはこうした確認や対応を怠ったものとする余地があることを認めたが、本件での責任は否定した事例。(東京高等裁判所平成28年2月4日判決、『消費者法ニュース』113号284ページ、LEX/DB掲載)

控訴人：X(消費者)
被控訴人：Y(電子マネー発行会社)、
関係者：A、C(サクラサイト運業者)
B(Yと包括加盟店契約を締結、A・Cについて加盟店契約を締結した会社)

事案の概要

Xは、Aら運営の出会い系の有料メール交換サイトで、虚偽の内容のメール(金銭や権利供与の申出、面会やメールアドレスの交換の申出、著名芸能人の相談相手依頼など)によってメール交換のために大量のポイントを購入させられ(いわゆるサクラサイトであった)、240万円余をだまし取られた。そこでサイト運営者のAらに対し不法行為に基づく約270万円ほかの損害賠償を、また一部のポイント購入のためにY発行の電子マネーを用いたことから、Yが電子マネーによる決済の代行をしたことはXY間の電子マネーに関する契約上の加盟店の調査・管理義務に違反するとして債務不履行または不法行為に基づき損害金約30万円ほかの支払いを求め、提訴した。第一審(参考判例①)はAらに対する請求を認容したが(確定)、Yへの請求は棄

却したため、Xが控訴したのが本件である。

本件で利用された電子マネーは、コンビニエンスストアで電子マネーのID番号を購入し、Y加盟店運営サイト上で商品等を購入する際に、このID番号を当該サイトに入力して決済するものである。いわゆるサーバ型の第三者型前払式支払手段の発行に該当し(資金決済法3条1項1号、同条5項)、「その利用者等を保護する」ため(同法1条)発行者は内閣総理大臣の登録を受ける必要がある(同法7条)、また自社が「前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序または善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていない法人(同法10条1項3号)」に該当していないことを誓約する書面の提出義務がある(同法8条2項)。また金融庁の事務ガイドライン^{*1}

*1 当時は2016年8月改正前のもの。改正後の事務ガイドラインの「第三分冊：金融会社関係 5. 前払式支払手段発行者関係」は、2020年3月現在金融庁HP <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/index.html> から見る事ができる。



は、加盟店が販売・提供する物品・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要性を認め、監督の際の主な着眼点には、加盟店契約締結の際に契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認しているか、加盟店契約締結後に加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があると判明した際に速やかに契約解除できるようになっているか等が挙げられている*2。

一方、本件電子マネーの利用規約には、電子マネー利用者と加盟店等との取引はすべて利用者の自己責任において行われ、Yは加盟店を代理、推奨、保証等するものではなく、Yは取引につき一切責任を負わない趣旨の規定があった。

Yは加盟店契約の審査に当たって、特商法・景表法等違反の有無、いわゆる反社会的勢力への該当性、過去に苦情頻発等を理由にYが契約解除した加盟店との実質的同一性の有無、出会い系サイトの場合には出会い系サイト規制法違反の有無の観点から、審査を行っていた。また加盟店契約締結後も、加盟店に対し、金融庁事務ガイドラインの趣旨に基づき、消費生活センターからの問い合わせに対する回答、当該加盟店への苦情への対応等を求めるなどの取次等を行っていた。

本件におけるXのサイト利用期間は2010年12月5日から2011年2月9日であった。他方、Yは2010年6月に審査のうえBと包括加盟店契約を締結し、BはAと加盟店契約を締結してYの電子マネー決済を利用させたが、YはAのサイト運営を了承し、その際YはAも審査していた。加盟店契約締結後にYは消費生活センターから本件サイトの苦情を受けるなどし(次の『理由』(3)参照)、最終的に2011年1月にYが消費生活センターから受け付けた苦情が約60万円と高額返金を求めるものであったため、同年2月に加盟店契約を解除している。



理由

(1) Yの義務の履行の有無については、Yが資

金決済法や金融庁ガイドラインによる義務を負うことを指摘したうえで、「Yは、商品や役務の販売等業者との間の加盟店契約(包括加盟店契約に基づき加盟店として承認することを含む。)に基づき本件電子マネーによる決済代行を行い、その利用者が本件電子マネーを用いて加盟店から商品や役務を購入等することに関与しているといえることができるから、Yが、資金決済法の規定を前提とする金融ガイドラインに示されている確認や対応を怠り、そのために本件電子マネーの利用者に損害が生じた場合には、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務に違反するものとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うと解すべきである」としたが、加盟店としての承認や継続については、「…Yは、Aを加盟店として承認するに当たり、出会い系サイト規制法を含む各種法律違反の有無や、加盟店契約解除の前歴の有無、反社会的勢力への該当性等について審査したこと、Aを加盟店として承認し、本件電子マネーによる決済代行を開始した後は、消費生活センターからの連絡に対して直ちに包括加盟店契約の相手方であるBに報告を求めるなどし、その後問題があることを理由としてAを加盟店とする関係を解消したことが認められる」として義務違反を否定した。

(2) 前記(1)に関連するX主張の加盟店調査・管理義務については、「本件電子マネーのような前払式支払手段の発行者は、代金決済の代行をしているに止まり、利用者のために代金を立て替える等、資金提供ないし信用供与をして利用者の商品や役務の購入等に資金や信用の面から関わっているわけではない。この点では、利用者が加盟店から商品や役務の購入等をするについて、電子マネー発行者の関与は密接であるとはいえない。代金決済の代行も、利用者から金銭の預託を受けた上で決済代行の受任をしているわけではなく、支払の手段を提供しているだけである。利用者も、電子マネーを購入

*2 前註1の[5. 前払式支払手段発行者関係]Ⅱ-3-3およびⅡ-3-3-1参照。



するための代金を支払っているのであり、電子マネーを利用することは、代金支払手段の一つを選択しているに過ぎない。また、本件電子マネーのような前払式支払手段の加盟店は膨大な数に及び、その取り扱う商品や役務も極めて多数かつ複雑であり、しかも変動が激しい。電子マネー発行者が多種多様な商品や役務を事前にチェックすることは事実上不可能である」としてYの直接的な調査、確認義務については否定した。また、X主張の信販会社と同様の義務については「立替払契約においては、信販会社はその信用を供与し顧客を獲得して報酬を得ることができ、加盟店は顧客から代金受領をせず信販会社から立替払いを受けることにより代金回収と販売等の拡大ができるという相互依存の関係があり、その関係は密接といえるが、電子マネーは決済システムを利用して代金の支払をしているのにすぎず、電子マネー発行会社と加盟店との関係は密接とはいえない。電子マネーの発行会社が得る利益は、電子マネーによる決済システムによる利用料の対価であり、事務手数料にすぎないというべきであって、立替払契約における信販会社が受け取る信用供与の対価とは異なる」として否定した。

(3) Yの、Aのサクラサイトについての認識に関しては「…電子マネー発行会社が加盟店の販売している商品や役務が公序良俗に反することを認識しながら、あるいは認識することができたのにこれを認識せず、加盟店契約を継続して決済代行を行った場合は、上記の加盟店に対する確認や対応を怠ったものであり、損害賠償責任を負う余地がある」としたが、「Yは平成22年7月15日から同年11月30日までの間に、消費生活センターから、本件サイトに関して利用者が利用金額の返金を求めているという連絡を受けた事実が認められるが、いずれも金額は小さく、サイト利用者の全体数からすれば6件という件数も多いとはいえず、かつ、いずれもサイト側と利用者との間で解決をしている」としてサイト自体に問題があると認識するのは困

難で、公序良俗違反のサクラサイトであると認識することができたとはいえないとした。また「Yは、平成23年1月21日、消費生活センターから、Aのサイトに再度返還請求が出ているとの報告を受け、同年2月21日、同社との加盟関係を解消しているが…Yは、当該苦情申入れにあたり、損害額を調査したが、電子マネーであるため履歴が明らかにならず、サイト利用者から証票を出させる必要があり、同月17日に至り、その金額が58万8000円であることが判明したことが認められるのであり、加盟店関係を解消したことに遅滞は認められない。」として加盟店契約解消日の前にAのサクラサイト運営をYが認識できたとは認められないと、責任を否定した。他にXから、同じくBを介して加盟店となった会社Cが詐欺罪に当たるサクラサイトを運営していたことが判明していたと主張されたが、提出された弁護士法に基づく国民生活センター作成の回答書面の内容だけでは主張の裏づけとならず、Yは認識できなかったとして否定している。



解説

1 電子マネーとクレジット

キャッシュレス決済が広まり、店舗等でクレジットカードや電子マネーなどが支払手段として同列に挙げられ、消費者の間にいずれも同じようなものと認識される可能性が高まっているのではないかと。しかし列挙された支払手段は法的性格が異なり、トラブルの際に受けられる救済も大きく変わる。本判決はサクラサイトの決済に利用された電子マネーの発行会社に対する損害賠償請求が、原審に続き控訴審でも否定された事案である。前記『理由』(2)は、原審と同様、電子マネーの性格や特性から、また信用供与を行う信販会社(カード会社)と、代金決済の代行で支払い手段の提供に過ぎない前払式支払手段発行会社(電子マネー発行会社)の加盟店調査・管理義務の差も検討して、電子マネー発行会社には信販会社のような加盟店に対する調



査・管理義務はないとした。参考判例②も電子マネー発行会社のこのような義務を否定して請求を棄却しており、現時点で電子マネー発行会社にこのような義務を認めた公表判例は見当たらない。判旨を肯定する見解もあるが、X主張の「加盟店の支払手段の多様化による取引拡大で、電子マネー発行会社も利用料収入を増大させる相互依存関係」は、もう少し大きく評価されてもよいのではないだろうか。

なお、信販会社の加盟店調査・管理義務の内容は電子マネー発行会社と比較して重いとはいえ、常に信販会社が賠償責任を負う趣旨ではなく(割賦販売法上の信販会社の調査義務は限定的である)、また信用供与を伴わないマンスリークリアは対象にならない可能性があるので、クレジットであっても契約時には当然十分注意すべきである。

2 電子マネー発行会社の義務

電子マネー発行会社の責任を否定した本判決であるが、原審が前記『理由』(2)と同様の判断のみで責任を否定していたのに対して、本判決では他の観点からの発行会社の義務が明確に示された。結果として責任は認められなかったが、今後発行会社の責任を検討する際に大いに参考になる。具体的には次の2点である。

①資金決済法の規定を前提とする金融庁ガイドラインに示されている確認や対応を怠り、そのため電子マネー利用者に損害が生じた場合には、電子マネーに関する契約上ないしこれに付随する信義則上の義務に違反し、債務不履行ないし不法行為による損害賠償責任を負うとした。(『理由』(1))

②電子マネー発行会社が加盟店の販売している商品や役務が公序良俗に反することを認識し、あるいは認識することができたのにこれを認識せず、加盟店契約を継続して決済代行を行った場合は、上記の加盟店に対する確認や対応を怠ったものであり、損害賠償責任を負う余地があったとした。(『理由』(3))

①については、原審が「加盟店管理義務」の問

題として信販会社の義務と対比しつつ一本化して判断していたのに対し、それと区別された義務として整理され、公法上の義務違反を基に私法上の責任追及の途が開けることを明確化した点が評価できる。

②については、これにより本判決はAのサイトの公序良俗違反性へのYの認識の可否について、詳細な認定や判断を行うに至っており(消費生活センターからYが受けた6件の本件サイトへの苦情等連絡につき、金額や解決への経緯を認定したり、加盟店契約解消の端緒である消費生活センターからの報告後、1カ月経ってから契約解消をしたことにつき、その経緯を詳しく認定し、またBを介した加盟店Cが詐欺罪該当のサクラサイト運営をしたことへのYの認識可能性も検討している。これらは原審では認定・判断されていなかった事項である)、事案にきめ細かく対応した判断が期待でき、前進と言える。金融庁の事務ガイドラインは2016年8月改正時に、Ⅱ-3-3の第1文の後に『なお、法第10条第1項第3号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。』が挿入され、公序良俗の範囲が緩やかに解される余地が高まった。このことから、②の判断枠組の意義は高いと考えられる。

今後①②を根拠として発行会社の責任を認める判決が出されるか、注目したい。

参考判例

- ①東京地裁平成27年6月25日判決(『判例時報』2280号104ページ)本件原審
- ②東京地裁平成28年6月14日判決(LEX/DB)サクラサイト代金決済を行った電子マネー発行会社の賠償責任を否定